

令和6年度 第3回糸島市こども施策推進協議会 —議事録—

■日時：令和6年10月8日（火）

■場所：糸島市役所 11号・12号会議室

（出席委員）

田上委員、藤田委員、榑崎委員、清水委員、三宅委員、花田委員、原口委員、
吉川委員、榎田委員、郷原委員、中村委員、遠藤委員、吉永委員、松尾委員

（事務局）

子ども教育部 山下子ども教育担当部長、小嶋教育部長
子ども課 小窪課長、梶原課長補佐、當眞主任
子育て支援課 木村課長
学校教育課 武田課長、福田企画監
教育総務課 井上課長

（関係課）

コミュニティ推進課、生涯学習課、人権・男女共同参画推進課、健康づくり課、福祉保護課、
地域福祉課、都市施設課、学研都市づくり課、子育て支援課、子ども課

【議事概要】

（15時 開会）

1 開会

2 会長挨拶

3 経過報告

（1）第2回協議会議事録について

（事務局より説明）

・質疑等特になし

4 協議事項

・田上会長が議事進行

(1) ことも計画案の審議 委員 事務局 関係課

① 第2回協議会審議でいただいた課題について

(事務局より説明)

・質疑等特になし

② 第4章 各ライフステージにおける取組の方向性

3 小学生から中学生までの支援(学童期・思春期)

(事務局より説明)

(以下、質疑応答)

3-1 可能性を引出す共生社会の実現に向けた教育展開

- 「共生社会の実現に向けた」とあるが、ここでいう「共生社会」はどういった定義か。また、どのような意図があるのか。
- 地域の小中学校等で、特別支援学級など様々な状況にある方々を特別視することなく、共存していく社会というところを考えている。
- 障害、性別、年齢などの違いに関わらず、お互いに支えあう社会だと思う。表題と取組について、それらをつなぐような文章があったほうがよいのではないか。
- 国連が定義している「共生社会」の説明などがある。そのような一文があれば、わかりやすいと思う。
- 「共生社会」は、外国籍の方、障がいのある方など、様々な状況を含むが、それに対する取組の中に、ICT の活用に関するものが入っていたりする部分为抓手にわかりにくい、つながりにくいところをご指摘いただいていると思う。
具体的に言うと、学校の特別支援教室における授業で使用するタブレットを特別支援教育に有効なアプリが入っているものとするなど、教育機会を均等に確保するためのハード面の整備のことを記載している。ただ、ご意見をいただく中で道徳的な教育の充実などについても、この章に記載する必要性を感じたところである。
ご指摘いただいたように、注釈のようなかたちで補記する等の検討を行う。
- 「共生社会の実現」のために、誰もが生き生きとした生活を送るためにこの取組を行うというのはわかるのだが、共生社会を実現するために、どういうことをしなければいけないのか。例えば、「取り残されない」、「感性を引き出す」、そのために「こういった取組が必要」という流れが必要と思う。

しかし、今の文章ではそのように直結していないように感じる。

教育に携わる者ならば、原案の取組の方向性を読んで、そのような解釈で読み取れるかもしれないが、一般の方に伝わりやすくするためにはもう少し検討が必要ではないか。

- 例えば、「可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育展開」を、「共生社会の実現に向けた可能性を引き出す教育展開」などのように入れ替えたら、少しわかりやすくなるか。
- 共生社会の実現のために、なぜ ICT や教育 DX が必要なのかという部分に、もうワンクッションあると、市民の方にも伝わりやすいのではないか。
- 私はこれを読んでもそんなに違和感はなかった。というのが、「現状・課題」にある 5 つの項目と「取組の方向性」の 5 つの項目が、それぞれに紐づいていると思って読んだので、違和感はなかった。
- そういった意図で作成している。
- 「共生社会に繋がります」などの方がよいのではないか。また、これを読んだ保護者が「ICT」や「教育 DX」の主旨を読み取れるだろうか、とも感じた。
- いただいたご意見を基に、事務局で検討する。
- 59 ページの「主な取組例」は、「取組の方向性」を受けて主なものを事例として挙げていると思うが、下二つの「体罰や不適切な指導の根絶に向けた不祥事防止研修の実施」と、「子どもや保護者の意見を取り入れた校則の随時更新」が、しっくりこない。
なぜここに入れる必要があったのかということなどを教えていただきたい。また、「評価指標」の二段目は、「中 中」とあるが、「小 中」の誤記ではないか。
- ◎ 「3 小学生から中学生までの支援」に、子ども達を守るという部分も含め、体罰、不適切な指導の根絶、校則についての項目を必須事項として入れている。
ただ、この2つについては、一事業として取組を行っているのではなく、学校において学校教育の一部として当然かつ日常的に行っているものであるため、いきなり出てきたように感じられるのは理解できる。
だが、この事項については必須なので記載している。何かに特化した事業として行っているものではないが、これらの取組は今後も確実にやっていくという意味を込めて記載している。
- 記載が必要なことは理解したが、一般の方が読んだ時に「わざわざ書くほど、そんなにひどいのか」

というような印象を持たれないかと思った。読んでいて少し唐突感を感じる。

1 番下の「校則の随時更新」は、前向きな改善であり、マスコミに取り上げられている内容でもあるためタイムリーな感じがあるが、「体罰や不適切な指導の根絶」は内容が重たいだけに、課題として取り上げなくてはいけないぐらい状況が厳しいのかというように感じられるのもいかがかと思い発言した。

- 今回それをピックアップした理由は、国のこども大綱にも、こういう事項に取り組んでいく旨が列記されていることによる。

全てを記載することはできないが、重要と考えられる事項を、しかるべき章に落とし込んでいる。

- 取組事業一覧 No.66 支援教育の推進について、現状値 7 校、目標値 22 校とされている理由をお尋ねしたい。

- ◎ 本来、この取組は市内の全小中学校で取り組み、継続させていくべきものなので、目標値は 22 校としている。

現状値が 7 校となっているのは、この取組事業一覧作成時点の現状値が 7 校であったためである。

なお、現在はずでに 22 校、何らかの形で連携を取らせていただいている。具体的には、特別支援学校の先生方を講師に招き、特別支援学校の会場を借りて、タブレットや教材の紹介をしていただくなど、教員に対する研修を実施している。また、就学相談に特別支援学校の先生方にも参加していただき、委員としてご活躍いただいている。来年度に向けても、すでに特別支援学校の先生に小学校を数校視察していただき、居住地交流以上の交流が実施できている。

- LGBTQ の方への配慮等が記載されている。私自身は、元々 1 人 1 人違うので、あえて多様性とすること自体、本当は少し違うのではないかと感じている部分もあるが、ダイバーシティやインクルージョン、そういった内容を小学生から中学生までの支援に、道徳教育としてどう行っていくか。形だけの道徳教育ではなく、共生社会を目指すための追い風となるような、そういうことがここに含まれることが必要ではないかと感じている。

- いただいたご意見を基に検討を行う。

- 「取組の方向性」に、障がい、男女などの話が出てくると、わかりやすくなるのではないか。

- LGBTQ だけを例に挙げるよりも、その他の事例も挙げた方がよいと思う。

- いただいたご意見を基に検討する。

3-2 こどもの居場所の充実

- 「みなも」等のこどもの居場所の利用者、事業者はどれくらいあるか。また、それらを必要としている保護者がそのことを知っているのか、アクセシビリティがどれだけ担保されているか、必要なところに必要な支援が届いているか、お尋ねしたい。

- ◎ 市で把握しているこどもの居場所は13ある。ただし、これは社会福祉協議会と定例的に行っている会議に参加、連携をしている団体の数である。
これ以外に個人で行っている場合も想定されるため、あくまで市で把握している数値となる。
利用者数は、把握できていない。

- 補足だが、例えばコミュニティセンターが主導して、アフタースクール事業を行ったり、スポーツ少年団の取組であったり、これらもこどもの居場所と捉えれば、55 団体、1,000 人以上のこどもが関わっている。児童クラブや保育園もこどもの居場所と認識している。

- ◎ 「みなも」の話が出たが、約 50 人が「みなも」を利用している。年間の延べ利用者としては約 400 人である。

- もう一つ、教育支援センター内に「すばる」という教室がある。不登校傾向にあり、学校には行きづらいが、ここには来ることができるというこどもへの支援である。
また、非常に深刻な問題になってきているが、完全に引きこもりの状況となったこどもへの支援の場合は、学校復帰そのものよりも、社会とのつながりが切れないようにすることを目的とする居場所も設けている。
まず、教育分野が設けている居場所があり、さらに間口が広い、例えば放課後児童クラブや保育園も併せた居場所がある。これらが、行政が関わっている「こどもの居場所」である。
そして、さらに、個人や民間の団体が設けている居場所がある。これが本市の居場所の構成である。
なお、行政が直接関わっている「居場所」の利用については、対象者の方との話し合いにより利用が始まる場合など様々な形態がある。

- 障がいのあるこどもたちやその保護者にとっては、放課後等デイサービスは「居場所」として認識されていると思われるが、ここに記載されていない理由を教えてください。

- ◎ 放課後等デイサービスは、法律上は療育の場となっている。
給付費を使って利用していただくため、委員がおっしゃるように居場所的な機能もゼロではないが、将来的にどの子も共生社会の中で、地域のいろいろな場所で過ごせるようにしていくための療

育的な面が大きいため、ここでは記載していない。

3-3 悩みや困難を抱えた子どもへの支援(いじめ、不登校)

- ASD(自閉スペクトラム症)のお子さんには、アバター登校や VR などの仮想空間を活用した登校が有効というような報告もある。

学校教育には、子どもを社会に出さなければいけないという考えもあると思うが、引きこもりには負の側面だけでなく、自分としっかり向き合う時間を持つというような積極的な側面もある。そういった部分も勘案してもらうことはできるか。

- ASD のお子さんだけでなく、人によっては、対面で会話すると答えられなくても、VR などの仮想空間であれば悩み相談もできるという事例もある。

また、「復帰率」とあるが、どういった状態を「復帰」と定義しているのか、注釈があった方がわかりやすいのではないか。

- ◎ 復帰率の定義については月に何日登校できるようになれば、週に何日登校できるようになればという規定がある。注釈を追記する。

- 学校では、コロナ以降オンラインによる授業等に取り組まれているが、オンライン授業を希望した子どもが中学校で断られたという話を聞いたことがある。全ての授業をオンラインで行うのは難しいかもしれないが、こういった子ども達への支援を取り入れていただきたい。

- ◎ 先ほど委員のお話にもあった通り、現在、不登校は問題行動としては捉えられていない。文部科学省の調査でも、調査の項目の 1 つということになっているが、不登校イコール問題行動ではないという認識である。

また、オンラインの授業を中学校から断られたという話だが、学校では指定の感染症などにより出席停止となる場合も、希望すれば自宅でオンライン授業を受けることができ、学校内でも、支援室などの別教室でオンライン授業を受けることができる環境が整えられている。

オンライン授業の設備が導入された当初は通信環境が完全に整っておらず、環境的な面でどうしても対応できない場合があったかもしれないが、それ以外で希望をお断りすることは考えにくい。何か別の要因や事情があったのではないかと推測する。もし詳しい状況がわかるようであれば、後ほど個別にお知らせいただきたい。

- 少し前の話かもしれないため、再度確認し、個別に相談させていただきたい。

- 本市の不登校支援の取組について、若干の補足をさせていただきたい。

本市の不登校支援は、学校復帰を基本としながら、一方では「学校に登校する」という結果のみ

を目標としない支援も行っており、異なる方向性を同時進行させているよう受け取られることがある。

なぜ、このような進め方をしているのかというと、義務教育は、法律的にはまず憲法で国民は誰でも教育を受ける権利が保障されており、そして保護者に、こどもに普通教育を受けさせる義務が課されている。これを受けて、教育基本法などに詳細が規定されている。学校復帰を原則としている理由は、法律に基づく義務教育の規定によるものである。

ただ、社会情勢の変化とともにこどもを取り巻く環境も多様化・複雑化し、学校復帰のみを目標にしては、こどもの学びの保障や社会的自立への支障が懸念されるようになってきた。その観点から、「学校に登校する」という結果のみを目標としない、こどもへの支援も併せて行っている。その点、ご承知いただきたい。

また、さきほど、アバター登校や VR などの仮想空間活用についてのご質問があったが、こどもの教育については、こどもに身につけさせなければならない事項の目標などが法律、学習指導要領等で細かく設定されている。そのことと、先進技術を活用するうえでの整合を見極めなければならない。そのため、先進技術の活用は将来的には考えられるが、現時点では、そのような取組は行っていない。

- 学校教育の中で、特定の分野に特異な才能があるこども、いわゆるギフテッドと称されるこどもも悩みや困難を抱えていると思うが、そういうところも考察の中で取り上げていただけたらと思う。これからもっと大きな問題になっていくのではないかと感じている。

- いただいたご意見を基に検討する。

4 高校生から青年期までの支援(思春期・青年期)

(事務局より説明)

(以下、質疑応答)

4-1 若者の自立と社会参加に関する支援

- 出会いサポートセンター事業を評価指標に挙げている趣旨としては、結婚支援から出産につながる、少子高齢化対策があるかと推測されるが、同性同士であったとしても、例えば、里親制度を活用してこどもを育てることは可能かと思う。市内にどれくらいの同性婚等を望む方がいるのかは把握できていないが、異性婚のみを対象としているのかお尋ねしたい。

- 評価指標に挙げているいとしま出会いサポートセンター事業については、異性婚のみの結婚を対象としているものとなる。特定の交付金を活用している事業でもあり、男女間の結婚が交付金の要件でもあるため、現在のところ、市の独自施策としても、同性間のマッチングには取り組んでいない状況である。

委員がおっしゃる部分が重要な問題であることは認識しているが、パートナーシップ制度の導入等について、現時点で市の方向性をお伝えできる情報はない。

市の分野別計画の 1 つであるこども計画で、その件に関して議論できるものではないことをご理解いただきたい。

□ 「高校生から青年期までの支援」という章のつくり、違和感がある。こどもと大人が混在している。「現状・課題」の 3 つめに書いてあるが、孤独を感じていると答えた若者が 40 パーセント程おられ、その孤独を抱えている若者の中に高校生も入っているのであれば、先に出た「こどもの居場所」にも繋がるのではないかと思うと同時に、高校生の居場所がないということを感じた。ここに高校生の居場所に関する取組があればと思うがいかがか。

○ 市内に市立高校が存在しないため、糸島市教育委員会が積極的に関わることができるのが市立小中学校のみということもあり、現在の計画は小中学生までの支援を掲載している。

今回、こども大綱を基に対象者の範囲が拡充されたものの、市が積極的に取り組んでいる部分である、小中学生への支援はこれまでの継続的なものもあることから、第 4 章を高校生と青年期の枠とした。

市としての積極的な取組が薄いという点は、本計画案を作ることによって見えてきた課題であり、本計画の計画期間 5 年間において、もしくは 5 年後に策定する次の計画に向けて、検討が必要な大きな課題だと認識している。

□ 今お話しされた部分を記載してはどうか。高校生や青年期の支援の必要性を認識しているという記載があれば、わかりやすいのではないかと思う。

○ 記載について検討する。

4-2 きめ細やかな対応が必要な若者への支援

□ コミュニティソーシャルワーカーは、どのような方が担われているのか。定義や位置付け、資格などがあるのかお尋ねしたい。

◎ コミュニティソーシャルワーカーは、現時点では、糸島市社会福祉協議会に所属する社会福祉士が担っている。中学校区単位で分けをし、1 名ずつ配置する予定で進んでいる。

□ 障がい者等ワークチャレンジ事業は、具体的にどういった内容か。

◎ まだ仮称であり、これから予算要求を行う事業であるが、障がい者福祉サービスの就労支援 B 型の方々等を想定して、仕事体験も含めて、データを取り扱うような仕事をトレーニングするという内容。

将来的には引きこもりの方や、義務教育である中学校を卒業後、高校になじめなかったり、行

っていないようなこどもたち、大学生で就職するのに困難を抱えているこどもたちの支援として、仕事をして自立していく価値観を抱けるような仕組み作りを行っていききたい。

□ 義務教育である中学校から高校につないでいく連携が難しいと自身の業務から感じている。切れ目のないつなぎ、連携があればと感じているがいかがか。

○ そういった連携のシステムが十分でないのご指摘は重く受け止める。ただ、先ほども述べたように、糸島市には県立の高校しかないうえに、私立等も含め市外の高校に進学される場合もある。県や私立等高校との連携を一朝一夕に構築するのは困難であり、現段階では、具体的な対応策がない状況である。

ただし、先ほどの話にもあったように、支援の対象範囲が広がったことも計画の策定が求められる社会となっている。そこで浮き彫りとなった課題であり、本計画の計画期間の中で考えていきたい。

□ 業務として相談事業を行っているが、診断がなされている方でも、頑張って高校受験して合格されている。ただ、義務教育の時のような支援の手厚さがなくとも多く、途中でドロップアウトし、引きこもりになるというケースもある。

その段階から福祉サービスでの就労支援等につなげるとなったときに、アセスメントを取ろうとするが、すでに卒業しているため学校ではなく保護者に聞くしかないとなったときに、保護者がどこまで義務教育下での状況などを覚えているか、詳しいことを誰に聞いたらよいのか、現場で困ることがある。

先の話に出てきたつなぎの部分がもう少し充実していけばと感じている。

□ 実際どれぐらいの活用がなされているかはわからないが、県の特別支援教育の中では、中学校から高校に繋いでいくための引継ぎシートというものがある。

□ 中学校でも、対応の仕方が自治体によって異なるが、引き継ぎシートについては高校側からももちろん求めている。そしてほとんどの中学校が求めに応じてくれている。ただ、自治体や中学校にもよるが、なぜこの生徒の計画が作られてないのだろうかというケースもある。

ただ全体的には、情報を共有しながら、こどもたちの困り感をできるだけなくしていこうという動きはある。

情報の取扱いが難しいという一面もあるが、今はその途中経過というか、進んでいる最中であるということは間違いないのではないかと思う。

◎ 中途退学者等の生徒の情報が得にくいという話だが、中学校への直接の依頼が難しければ、市の教育委員会へご相談いただきたい。中学校へつなぐ等の連携を行う。

- 実は高校側も悩んでいる部分である。情報を中学校側と共有して、アプローチをとっていきたい部分はあるが、個人情報の問題があり、簡単に情報をお渡しできないというところがある。
 そういった依頼があったら、それを保護者の方に、「事業者が学校と情報共有してよいか」と確認していただけると、情報提供することは可能になると思う。個人情報の取扱いは慎重に行わないといけないから難しい部分がある。
- 引継ぎシートは、例えば県や市が作成していくように通知を出せば全校作成するようになるのではないかと思うが、仕組みについてよくわからないためお尋ねしたい。
- 引継ぎシートである「ふくおか就学サポートノート」は、福岡県の教育委員会と知事部局とで一緒に作っている。公立学校のほか、私立を含む学校や幼稚園、保育所等にもご案内している。幅広く連携する時に活用していくよう呼びかけを行っている状況である。
- ただ、強制力がない部分でもある。また、作成していても、その内容には温度差を感じる場合もある。しかし、全体として作成の温度差は縮まってきているのではないかという認識はある。
- その引継ぎサポートが全てに行き届いて、個人情報のため保護者の承諾も必要とは思いますが、それが糸島で有効に活用できたらと思う。
- 今それが進んでいるため、以前に比べると対応がしやすくなっている。大学に進む時も同様で、大学での対応が進んできている状況である。

5 子育て当事者への支援

(事務局より説明)

(以下、質疑応答)

5-1 地域のネットワークづくりと子育て支援

- 一時預かり事業についてお尋ねしたい。近年の保育士不足等により、希望者が希望通りに利用できていないケースがあると思うが、市へそのような声はあがってきていないか。
- ◎ ニーズに対するサービス提供の状況について、各園に調査を行っている。令和 5 年度については、サービス提供を希望されたが、実際使えなかったというケースが 72 件あった。その中で 1 番多かった理由は、保育士不足である。
 市としても、保育士不足を解消するため、新規雇用につながるように、もしくは継続就労していただけるように、事業に取り組んでいるところである。

□ 68 ページ「現状・課題」の 3 つめに「こどもの成長や障がいがある人、ひきこもりの人などへの支援に関わる意識を持つ団体や市民が多く存在しています」とあるが、聞き取りなどで実際にそういった意識を持つ方々がいらっしやったということか。

◎ 自立支援協議会など障がいのある方等を対象とするような仕組みの中でも、市役所が事務局を持っている会議体がいくつかあり、こどもや障がい児に目を向けている方もいらっしやるし、ひきこもりのサポートをされている団体の方もいらっしやる。そういったところから目を向けていってはどうかということで、現状と課題に記載している。

また、民生委員さんの活動では、児童部会などもあり、地域の中でしっかり活動をなさっておられ、その方々にもフォーカスをあてたいという思いから記載している。

□ 5-1 だけでなく、全体に感じていることだが、支援の取組を行うにあたり、官民学の連携や協定など、外部のリソースを活用していくことも必要かと思っている。文章の読み込みや理解ができずに、情報が必要な家庭に、必要な情報が行き届いていない可能性があるのではないか。

そういったところに外部リソース等を導入して、情報の周知を図れるとよいと考えている。

○ 委員がおっしゃられたことは、当然行政としては意識をしている部分ではある。ただ、現実問題、実際にきちんとマッチングできる方がいらっしやるかという話になると、そこもまた非常に難しいところがある。

また、事業をお任せするということになれば、継続性の問題がある。問題がハードになると受け手が少ないという状況になり、継続することが難しい面もでてくる。

市役所全体でそういった外部の力をお借りできないかというところは模索をしているし、うまくマッチングできるような部分は続けているというのが、現在の状況である。

5-2 共働き家庭への支援充実、共育での推進

・質疑等特になし

③第1章 計画の概要について

(事務局より説明)

(以下、質疑応答)

□ 「児童」と「こども」の使い分けは、どのように整理されているのか。例えば医療的ケア児のところの「児童」というのはどの年齢を指しているのか、18歳となるのか。

○ 再度確認を行い、整理する。

④資料編について

(事務局より説明)

(以下、質疑応答)

□ 11 ページにも、調査実施概要と同じ内容があるが、記載の仕方を統一した方がよいのでは。

○ 記載を統一するよう、修正を行う。

□ 103 ページの下から 2 行目に「幼児期の困りごとでは、スマートフォン等の与え方が最も多く」とあるが、どういったことを指しているのか教えていただきたい。

◎ 乳幼児健診のときなど、健診の待機中に、こどもにスマートフォンで動画を見せているとおとなしく待っているような状況を目にする。スマートフォンやタブレットを、成長の過程の中でどのように扱うかという部分で、幼児期から保健指導を行っている状況である。

ワンオペの子育てというところとも関連しているが、今のこどもにはかなり身近な存在としてスマートフォンがあるため、使い方の保健指導もしており、保護者からの相談も多いといった状況である。こどもの成長、コミュニケーションに影響を及ぼすため、使用には制限が必要という指導を行っている。

5 その他

・委員からなし

・事務局から

○ 今後の協議会日程の確認

第 4 回協議会 11 月 5 日(火) 15 時

第 5 回協議会 2 月 14 日(金) 15 時

6 閉会

(16 時 50 分 閉会)